［略］

$b_3$　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(\alpha - 1) \times \underline{0.858} + 1$

［略］

C　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{6,689}$ 千円$\times c_1 \times \{(c_2 \times c_3) + c_4\}$

$(c_2 \times c_3)$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$c_1 \times \{(c_2 \times c_3) + c_4\}$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

$c_1$　当該年度の 5 月 1 日現在における当該指定都市の設置する中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第 1 条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第 6 条の規定によつて算定した教職員の総数の標準となる数として総務大臣が調査した数並びに当該年度の 5 月 1 日現在における当該指定都市の設置する中学校（特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第 12 条の 3 第 3 項第 3 号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）に該当するものに限る。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の前期課程について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 6 条の 2 及び第 8 条の 2 の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数と同法第 3 条第 1 項及び第 4 条第 2 項並びに同令第 1 条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第 7 条第 1 項及び第 8 条、第 9 条の規定の例により算定した教職員の総数の標準となる数とを合算した数として文部科学大臣が調査した数の合計数

$c_2$　当該指定都市の地域手当の級地につき別表第一（給与差等）に定める普通態容補正Ⅱの率

$c_3$　$b_3$ に準ずる。

$c_4$　札幌市にあつては 0.008、その他の指定都市にあつては 0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{6,479}$ 千円$\times (d_1 + d_2) \times [\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times \underline{1.17}) \times d_3\} / (d_1 + d_2) + d_5]$

$d_1 \times (d_3 \times d_4)$、$(d_2 \times \underline{1.17})$、$(d_2 \times \underline{1.17}) \times d_3$ 又は $(d_1 + d_2) \times [\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times \underline{1.17}) \times d_3\} / (d_1 + d_2) + d_5]$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(d_3 \times d_4)$ 又は $\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times \underline{1.17}) \times d_3\} / (d_1 + d_2)$ に小数点

［同左］

$b_3$　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$(\alpha - 1) \times \underline{0.854} + 1$

［同左］

C　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{6,711}$ 千円$\times c_1 \times \{(c_2 \times c_3) + c_4\}$

$(c_2 \times c_3)$ に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$c_1 \times \{(c_2 \times c_3) + c_4\}$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

$c_1$　$b_1$ に準ずる。この場合において、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と読み替えるものとする。

$c_2$　当該指定都市の地域手当の級地につき別表第一（給与差等）に定める普通態容補正Ⅱの率

$c_3$　$b_3$ に準ずる。この場合において、「0.854」とあるのは「0.855」と読み替えるものとする。

$c_4$　札幌市にあつては 0.008、その他の指定都市にあつては 0.000

D　次の算式によつて算定した額

算式

$\underline{6,662}$ 千円$\times (d_1 + d_2) \times [\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times \underline{1.16}) \times d_3\} / (d_1 + d_2) + d_5]$

$d_1 \times (d_3 \times d_4)$、$(d_2 \times \underline{1.16})$、$(d_2 \times \underline{1.16}) \times d_3$ 又は $(d_1 + d_2) \times [\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times \underline{1.16}) \times d_3\} / (d_1 + d_2) + d_5]$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、$(d_3 \times d_4)$ 又は $\{d_1 \times (d_3 \times d_4) + (d_2 \times \underline{1.16}) \times d_3\} / (d_1 + d_2)$ に小数点